



揖斐川町では、若い世代の流出や少子高齢化の進展等による人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図るため、移住・定住化支援を行っています。ぜひ、ご活用ください。

## 移住・定住促進奨励金制度

### 1 新築住宅建設等奨励金

町内に居住用の住宅を新築または購入する方に対し、奨励金を支給します。

【奨励金の額】 基本奨励金：10万円

- \* 町外からの転入者の場合は10万円を加算
- \* 町内業者が建設する場合は10万円を加算
- \* 町内産木材を規定以上使用する場合は10万円を加算
- \* 用途地域指定区域内に新築する場合は10万円を加算
- \* 三世代同居世帯が居住する場合は10万円を加算
- ※ 新築工事等の着工前に手続きが必要です

### 2 新築事業所建設等奨励金(事業所向け)

町内に事業所を新築する方に対し、奨励金を支給します。

【奨励金の額】 基本奨励金：10万円

- \* 町内業者が建設する場合は10万円を加算
- \* 町内産木材を規定以上使用する場合は10万円を加算
- \* 用途地域指定区域内に新築する場合は30万円を加算
- ※ 新築工事の着工前に手続きが必要です

### 3 住宅改修等奨励金

建築後、1年以上が経過した自己が居住している住宅の改修工事等を行う場合に、費用の一部を助成します。交付対象工事経費が50万円以上の場合に限ります。

【奨励金の額】

基本奨励金：改修経費の5/100相当(上限5万円)

- \* 町外からの転入者の場合は基本奨励金額と同額を加算
- \* 三世代同居世帯が居住する場合は基本奨励金額と同額を加算
- ※ 改修工事の着工前に手続きが必要です

### 4 賃貸住宅家賃助成奨励金

町内の民間賃貸住宅に3年以上居住することを前提に入居する方に対し、入居してからの1年間について家賃の一部を助成します。

【奨励金の額】

基本奨励金：(実質家賃-4万円)×1/2相当(上限：月額1万円)

- \* 町外からの転入者の場合は基本奨励金額と同額を加算
- ※ 入居前に手続きが必要です

### 5 田舎暮らし住宅活用奨励金

町内の空き家に3年以上居住することを前提に購入または賃借した方が、1年以内に改修またはハウスクリーニングを行う場合に、費用の一部を助成します。

【奨励金の額】

空き家改修 基本奨励金：改修経費の1/2相当(上限10万円)

\* 町内業者が改修する場合は基本奨励金額と同額を加算

空き家ハウスクリーニング

基本奨励金：清掃費の1/2相当(上限5万円)

\* 空き家バンク制度登録物件が対象で、改修工事、ク

リーニングの着手前に手続きが必要です

### 6 新婚世帯定住奨励金(揖斐川まちづくり応援振興券)

結婚後、町内に3年以上定住することを前提とした新婚世帯に対し、揖斐川まちづくり応援振興券を支給します。婚姻日において夫婦ともに満50歳未満の方に限ります。

【奨励金(振興券)の額】

(1組当たり)5万円分の揖斐川まちづくり応援振興券

\* 婚姻日から1年以内に手続きが必要です

### 7 すこやかベビー祝い金(揖斐川まちづくり応援振興券)

町内に6ヶ月以上住民登録があり、出産後も引き続き1年以上居住すると見込まれる方に揖斐川まちづくり応援振興券を支給します。

【奨励金(振興券)の額】

(出産子1人につき)5万円分の揖斐川まちづくり応援振興券

- \* 「揖斐川まちづくり応援振興券」とは、揖斐川町内の取扱店で利用できる地域振興券(商品券)のことです。
- \* 上記の奨励金の支給を受けるには、交付要件に該当している必要があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

### 空き家情報登録「空き家バンク」をご存知ですか？

揖斐川町では、空き家の有効活用と地域の活性化を図るため、空き家物件の情報収集を進めています。町内に空き家をお持ちの方で賃貸・売却を希望される所有者の方は、空き家バンクへの登録ができます。登録された物件情報は、町のホームページ等で公開し、移住・定住等を希望される方に紹介します。

皆さんからの情報をお待ちしています。

【お問い合わせ先】 1、3、4、5、6 および空き家バンクに関すること：政策広報課 Tel 22-2111(内線114)  
2に関すること：建設課 Tel 22-2111(内線316)、7に関すること：子育て支援課 Tel 22-2111(内線242)

# 連結財務書類の概要

揖斐川町では、住民の皆さんに分かりやすく財政状況を情報提供するため、民間企業会計の手法を取り入れた「新地方公会計制度」に基づく連結財務書類(4表)を作成しました。

連結財務書類とは、連結貸借対照表、連結行政コスト計算書、連結純資産変動計算書、連結資金収支計算書の4表のことで、町(普通会計、公営事業会計)のみならず、町が設立した第三セクターや加入している一部事務組合等の財務書類を連結ベースで把握することで、町の全体的な財務実体を見ることができま  
す。連結財務書類を作成することで、透明性の向上や説明責任が履行されるとともに、資産・債務の適切な管理を行うことが可能となります。

## 貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

	借方 [資金の用途] 資金を何に使ったか		貸方 [資金の調達] 資金をどこから調達したか		
	H26	H27	H26	H27	
<p>学校、道路などの建設に使われたお金の総額です。道路や建物は減価償却をしています。土地は取得したときの価額で計上しています。</p> <p>関係団体への出資金や基金などで蓄えているお金です。</p> <p>現金で持っているもののほか、必要時にすぐ現金化できる基金、町税などでまだ収納されていないお金です。</p>	<p>■資産 (億円)</p> <p>①公共資産 1,173 1,179 [学校、道路、橋、町の施設など]</p> <p>②投資等 110 100 [基金(固定的なもの)、出資金など]</p> <p>③流動資産 54 60 [現金預金、未収金など]</p> <p>資産合計 1,337 1,339</p>	<p>■負債 (億円)</p> <p>①固定負債 295 292</p> <p>②流動負債 27 29</p> <p>負債合計 322 321</p> <p>■純資産</p> <p>・国県補助金 ・一般財源 など</p> <p>純資産合計 1,015 1,018</p> <p>負債純資産合計 1,337 1,339</p>	<p>今までに、学校、道路などを建設するための財源として町が借金しているお金や、町の職員全員が年度末に退職したと仮定した場合の退職金相当額などです。</p> <p>町が借金しているお金の平成28年度の返済予定額などです。</p> <p>学校、道路などを建設するために使った国や県の補助金や税金などです。</p>		

## 住民一人当たりの貸借対照表 (平成28年3月31日現在人口22,377人) (家計に例えて説明)

	資産 (万円)		負債 (万円)		
	H26	H27	H26	H27	
<p>①住宅・土地 ②定期預金・株式 ③普通預金・現金</p>	<p>■資産</p> <p>①公共資産 517 527</p> <p>②投資等 48 45</p> <p>③流動資産 24 27</p>	<p>■負債</p> <p>142 144</p> <p>■純資産</p> <p>447 455</p>	<p>住宅ローン残高</p> <p>住宅・土地に対して今まで支払ってきたお金</p>		

## 純資産変動計算書 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したかを表した財務書類です。

期首純資産残高	1,015 億円
純経常行政コスト	△170 億円
財源調達	174 億円
地方税・地方交付税	103 億円
その他財源・補助金等	71 億円
資産評価替えによる変動額など	△1 億円
期末純資産残高	1,018 億円

## 行政コスト計算書 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

行政コスト計算書とは、人的サービスや社会保障給付サービスなどに1年間で使った費用などを集計した財務書類です。

(億円)

	H26	H27
1 人にかかるコスト	28	31
人件費	26	25
退職手当引当金繰入等	1	4
賞与引当金繰入額	1	2
2 物にかかるコスト	83	80
物件費	38	34
維持補修費	1	1
減価償却費	44	45
3 移転支出的なコスト	116	123
社会保障給付	86	88
補助金等	27	33
他団体への支出額	3	2
4 その他のコスト	19	8
支払利息	4	3
回収不能見込計上額等	15	5
経常行政コスト合計 A	246	242
経常収益 B	67	72
純経常行政コスト A - B	179	170

## 住民一人あたりの行政コスト計算書 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(万円)

	H26	H27
1 人にかかるコスト	13	14
人件費	11	11
退職手当引当金繰入等	1	2
賞与引当金繰入額	1	1
2 物にかかるコスト	36	36
物件費	17	15
維持補修費	0	1
減価償却費	19	20
3 移転支出的なコスト	51	55
社会保障給付	38	39
補助金等	12	15
他団体への支出額	1	1
4 その他のコスト	8	3
支払利息	2	1
回収不能見込計上額等	6	2
経常行政コスト合計 A	108	108
経常収益 B	29	32
純経常行政コスト A - B	79	76

## ④ 資金収支計算書 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

資金収支計算書とは、各種の事業を実施するため、1年間に出入りした資金の動きを表した財務書類です。

(億円)

	H26	H27
1 経常的収支	45	40
2 公共資産整備収支	△17	△14
3 投資・財務的収支	△35	△22
当期収支	△7	4
期首資金残高	59	52
期末資金残高	52	56

経常的収支：経常的な行政活動の収支で、「公共資産整備収支」「投資・財務的収支」に含まれないもの  
 公共資産整備収支：公共資産の整備にかかる収支  
 投資・財務的収支：地方債の元金償還、発行額の収支等



# 後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の見直しについて

後期高齢者医療制度の医療費は高齢化社会の進展によって増加しており、制度を支える現役世代からの支援金、国費等も増加傾向にあります。被保険者の方には保険料という形で医療費の一部を負担していただいているところですが、一定の方の保険料につきましては、本来あるべき保険料額からさらに負担を抑える特例措置が続けられています。

しかし被保険者数や医療費が増加する中、被保険者間で保険料の格差が生じていること、また支援している現役世代との不公平感も否めないことから、平成29年度の保険料からこの特例措置を段階的に見直していくことになりました。具体的な軽減内容、改正箇所は以下ようになります。今後も安心して後期高齢者医療制度を利用していただくための制度改正にご理解をお願いします。(改正される箇所は **改正あり** マークがついています)

## ①被用者保険の被扶養者であった方の 保険料「均等割額」の軽減 **改正あり**

平成29年度分の保険料「均等割額」軽減割合は、従来の9割軽減から7割軽減へ変更されます。

なお保険料「所得割額」の負担はありません。

平成28年度	9割軽減
<b>平成29年度</b>	<b>7割軽減</b>
平成30年度	5割軽減
平成31年度	資格取得後2年を経過する月まで5割軽減

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

## ②保険料「所得割額」の軽減 **改正あり**

平成29年度分の保険料「所得割額」を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の「所得割額」軽減割合は、一律5割軽減から一律2割軽減へ変更されます。

平成28年度	5割軽減
<b>平成29年度</b>	<b>2割軽減</b>
平成30年度	軽減廃止

## ③保険料「均等割額」の軽減 **改正あり** (2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を広げます)

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成 <b>28</b> 年中の総所得金額等の合計額
9割	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
8.5割	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割	<b>改正あり</b> 「33万円(基礎控除額) + <b>27</b> 万円×世帯の被保険者数」以下の世帯(26.5万円→27万円へ)
2割	<b>改正あり</b> 「33万円(基礎控除額) + <b>49</b> 万円×世帯の被保険者数」以下の世帯(48万円→49万円へ)

- 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。
- 軽減判定日は4月1日(土)または資格を取得した日となります。

**経済対策臨時福祉給付金の  
申請を受け付けてます**

低所得者に対する国の暫定的・臨時的措置として、2月27日(月)から臨時福祉給付金の申請を受け付けています。

対象となる可能性がある方には、2月下旬に申請書を郵送していますので、未申請の方はお早めにご申請ください。

### ■支給対象者

基準日(平成28年1月1日)に揖斐川町に住居票があり、平成28年度の町民税(均等割)が課税されていない方。

ただし、平成28年度の町民税課税者に扶養されている方などは対象となりません。

なお、基準日の翌日以降に転入された方は、基準日に住居票があった市町村が申請窓口になります。

### ◎支給額

給付対象者1人につき**1万5千円**

### ■申請締切

平成29年5月31日(水)

### ■受付場所

郵送または本庁および各振興事務所にて申請ができます。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場福祉課  
TEL 22-2111(内線231)

# 平成29年度犬の登録と狂犬病予防接種集合注射のお知らせ

狂犬病予防法により、飼い犬には、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。揖斐川町では、次の日程で、犬の登録と狂犬病予防注射を実施しますので、最寄りの会場で受けてください。現在、台帳に登録されている飼い主の方には、別途はがきでご案内しますので、当日必ずご持参ください。

**対象犬** 生後91日以上全ての犬（室内犬、小型犬問わず）  
**料金** 新規登録 1頭あたり 6,150円（新規登録料：3,000円＋注射料金：3,150円）  
 登録済犬 1頭あたり 3,150円（注射料金のみ）



## 【注意事項】

- 飼い主・住所など登録事項の変更や、犬が死亡したときは、事前に変更届を出してください。鑑札・注射済票をお持ちの上、揖斐川町役場生活環境課または各振興事務所地域振興課までお越しください。
- 狂犬病予防注射の会場などでのフンは、飼い主が始末してください。

地域	月日	実施場所	実施時間	地域	月日	実施場所	実施時間
揖斐川	4月11日 (火)	脛永公民館前	9:30 ~ 10:30	春日	4月14日 (金)	滝集会所付近	10:00 ~ 10:15
		和田公会堂前	10:50 ~ 11:30			檜多目的集会所付近	10:20 ~ 10:25
		市場研修センター前	13:00 ~ 13:30			上ヶ流製茶工場前	10:30 ~ 10:40
		上野地区町公民館前	13:45 ~ 14:15			下ヶ流多目的集会所前	10:45 ~ 11:05
	4月12日 (水)	小柳会館前	9:20 ~ 9:50			香六班消防車庫前	11:10 ~ 11:25
		清水公民館前	10:10 ~ 11:00			春日公民館前	11:30 ~ 11:45
		下新町コミュニティセンター前	11:20 ~ 11:50			高齢者コミュニティセンター前	13:00 ~ 13:25
		JA小島支店前	13:00 ~ 14:00			中山バス停付近	13:35 ~ 13:40
	4月13日 (木)	大和公民館前	9:40 ~ 10:30			初若バス停付近	13:50 ~ 13:55
		JA北和支店北方出張所裏	10:50 ~ 11:40			古屋バス停付近	14:00 ~ 14:05
		揖斐川町役場東側駐車場	13:00 ~ 14:00			春日振興事務所前	14:20 ~ 14:30
谷汲	4月24日 (月)	深根地区活性化支援センター前	9:10 ~ 9:30	久瀬	4月20日 (木)	公正公民館前	10:00 ~ 10:40
		大洞地区農林漁家婦人活動施設前	9:40 ~ 9:55			大西精工前(楢平)	10:45 ~ 10:55
		中名礼公民館前	10:10 ~ 10:50			外津汲集会場前	11:00 ~ 11:10
		谷汲振興事務所車庫前	11:05 ~ 11:45			日坂公民館前	11:20 ~ 11:45
	4月25日 (火)	上神原トレイルセンター前	13:20 ~ 13:40			小津公民館前	13:00 ~ 13:30
		西部文化会館(旧横蔵診療所)前	13:50 ~ 14:10			久瀬振興事務所前	13:40 ~ 14:10
		赤石地区集落農事集会所前	9:30 ~ 9:40			諸家三叉路	9:40 ~ 9:55
		旧名鉄長瀬駅前	9:50 ~ 10:15			坂本生活改善センター前	10:10 ~ 10:20
	4月21日 (金)	東部文化会館(旧長瀬支所)前	10:25 ~ 10:50			川上集会場前	10:45 ~ 11:00
		沖野公民館前	11:00 ~ 11:05			広瀬集会所前	11:15 ~ 11:50
		岐礼多目的集会所前	11:15 ~ 11:35				
		高科地区活性化支援センター前	11:40 ~ 11:55			藤橋振興事務所1階駐車場	13:15 ~ 13:40

※登録者への案内ハガキは、注射日の2週間ほど前に発送します。ハガキの内容をお確かめのうえ、お越しください。  
 ※動物病院で注射を打つ場合でも、病院にハガキをご持参ください。

**【お問い合わせ先】** 揖斐川町役場生活環境課 TEL 22 - 2111 谷汲振興事務所 地域振興課 TEL 55 - 2111  
 春日振興事務所 地域振興課 TEL 57 - 2111 久瀬振興事務所 地域振興課 TEL 54 - 2111  
 坂内振興事務所 地域振興課 TEL 53 - 2111 藤橋振興事務所 地域振興課 TEL 52 - 2111

## 猫の飼い主の方へお願い

猫による「糞尿」「鳴き声」「庭や畑を荒らす」という苦情が問題となっています。次のことを守ってください。

### 1. 首輪、名札などによる飼い主の明示

飼い猫に首輪、名札などを付け、飼い主を明らかにしてください(飼い猫が帰って来なくなった場合や災害時に、発見が容易になります)。

### 2. 不妊・去勢手術の実施

毎年、多くの猫が保健所に持ち込まれています。このような猫を増やさないために、飼い主の責任で、不妊・去勢手術による繁殖制限をおこなってください。

### 3. 飼い猫の放棄の禁止

安易な気持ちで猫を捨てないでください。捨てられた猫は飢えや寒さ、病気、交通事故で死を迎えたり、野良猫になって地域の皆さんにご迷惑をかけることになります。

### 4. 飼い主不明の猫への給餌の禁止

飼い主不明の猫に餌を与えることは、その地域に猫が住み着き、増加する原因となります。それにより、「糞尿」「鳴き声」「庭や畑を荒らす」など、地域の皆さんにご迷惑をかけますので、安易に餌を与えないでください。

### 5. 猫が飼えなくなった場合

まず、適正に飼養できる新しい飼い主を探してください。どうしても飼えなくなった場合は、最寄りの保健所へご相談ください。

**【お問い合わせ】** 揖斐川町役場生活環境課

TEL 22 - 2111

**各種手当の額が変わります**

今年1月27日に公表された平成28年全国消費者物価指数の実績値（対前年比▲0.1%マイナス）に基づき、平成29年4月1日から次のとおり各種手当の額が変更となります。

手当の種類	平成28年度 （月額）	平成29年度 （月額）
児童扶養手当 （全部支給）	42,330円	42,290円
児童扶養手当 （一部支給）	42,320円 ～9,990円	42,280円 ～9,980円
特別児童扶養手当 （1級）	51,500円	51,450円
特別児童扶養手当 （2級）	34,300円	34,270円
障害児福祉手当	14,600円	14,580円
特別障害者手当	26,830円	26,810円

**【お問い合わせ】**

揖斐川町役場福祉課、または子育て支援課  
Tel 22-2111

**国民健康保険の届け出のお願い**

3月、4月は就職や引越しなどにより、国民健康保険の資格異動の届け出が必要なことがあります。

次のようなときは、届け出をお願いします。

- 国民健康保険に加入している方が、就職などにより、会社の健康保険に加入したとき、または会社の健康保険の被扶養者になったとき

**《必要なもの》**

- ・会社の健康保険証、または会社の健康保険に加入したことを証明する書類
- ・国民健康保険の保険証
- ・印鑑

**●会社を退職し、国民健康保険に加入するとき、または会社の健康保険の扶養者でなくなったとき**

**《必要なもの》**

- ・職場の健康保険の資格がなくなったことが分かる書類（健康保険資格喪失連絡票、退職証明書など）
- ・印鑑

**●他の市区町村から転入するとき**

**《必要なもの》**

- ・転出証明書
- ・印鑑
- 他の市区町村に転出するとき

**《必要なもの》**

- ・国民健康保険の保険証
- ・印鑑

**●転入・転出の場合は本人確認のできる書類（免許証など公的機関が発行した写真付きのもの）が必要です。**

**●修学のため家族と離れ、別に住所を定めるとき**

**《必要なもの》**

- ・国民健康保険の保険証
- ・学生証または在学証明書
- ・印鑑

**●住民票を異動させないときは、届出不要です。**

- ※国民健康保険に加入される方で口座振替を希望される方は、振替希望の口座の情報（口座番号など）と通帳お届け印を持参すれば、同時に振替

の届出の手続きもできます。

※届け出にはマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。マイナンバーカードまたは通知カードなど、マイナンバーが確認できるものをお持ちください。

**【お問い合わせ】**

揖斐川町役場住民課  
Tel 22-2111（内線215）

**町営住宅入居者募集**

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

**①緑ヶ丘住宅 3戸**

- ・住所 揖斐川町和田386
- ・建設年度 昭和60年度
- ・中層耐火構造3階建 3DK
- ・駐車場 1台
- ・家賃 16,200円
- ・その他 浴槽、風呂がまは入居者の持ち込みになります。

**②島住宅 2戸**

- ・住所 揖斐川町島142
- ・建設年度 平成10年度
- ・中層耐火構造3階建 3DK
- ・駐車場 2台
- ・家賃 23,100円

**③北方奥郷住宅 1戸**

- ・住所 揖斐川町北方13
- ・建設年度 平成18年度
- ・耐火構造2階建 2DK
- ・駐車場 1台
- ・家賃 20,000円

**④脛永駅前住宅 1戸**

- ・住所 揖斐川町脛永642の1
- ・建設年度 平成24年度

- ・耐火構造5階建 3DK
- ・駐車場 2台
- ・家賃 26,700円

**■敷金 家賃の3ヶ月分**

**■入居条件**

- ・現在同居、または同居しようとする親族（婚約者含む）があること。
- ・市町村民税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
- ・家賃の他に共益費（上下水の使用料・共用部分の電気料など）、敷金が必要です。
- ・所得条件あり

**■募集期間**

4月3日（月）～17日（月）

**■入居予定日**

平成29年5月下旬を予定

- ⑤さつき（北方）住宅および、谷汲・春日・久瀬・藤橋・坂内地域内の各町営住宅は、随時募集をしています。
- ※詳しくは、窓口にてご相談ください。

**【お問い合わせ】**

揖斐川町役場建設課  
Tel 22-2111（内線316）

**4月の「星を見る会」**

西美濃天文台では毎月2回、星を見る会を開催しています。県内最大級の口径60cm反射望遠鏡などで興味深い天体を観察します。良好な星空環境のもと、大きな望遠鏡で見る宇宙の姿は圧巻です！

**開催日時・内容**

○4月8日（土）  
19時30分～20時30分

により行ってください。

**国家公務員募集**

人事院は平成29年度に次の採用試験を行います。受付案内などは人事院ホームページからダウンロードできます。また、受験申込みはインターネット

【お問い合わせ】  
揖斐川町役場政策広報課  
TEL 22-2111 (内線111)  
名阪近鉄バス(株) 揖斐営業所  
TEL 22-1207

・樽見鉄道時刻改正に合わせてコミバス谷汲口線および横蔵線の時刻を改正

時刻表を修正します。  
4月1日付けでコミュニティバスの時刻表を修正します。  
新しい時刻表は、今月号に折込みし

【お問い合わせ・申込み先】  
藤橋城・西美濃プラネタリウム  
TEL 52-2611  
※当日の16時30分までにお申込みください。(月曜・火曜は休館日)

月のクレーター、かに座の星団ほか  
○4月22日(土)  
19時30分～20時30分  
木星と衛星、球状星団、二重星ほか  
【場所】 西美濃天文台  
【参加費】 小学生以上100円  
※曇雨天時は中止となります。

**自衛官等募集**

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生	男子 女子 18歳以上27歳未満	通年	受付時に連絡
予備自衛官補	一般 18歳以上34歳未満	受付中～ 4月7日(金)	4月14日(金) ～18日(火)の うち1日
	技能 18歳以上の(国家資格者) (資格により 53歳未満～55歳未満)		

※受験資格の年齢は平成30年4月1日現在です。  
※予備自衛官補(技能)の国家資格等については、お問い合わせください。  
【お問い合わせ】 自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所  
大垣市林町5-18 光和ビル2階 TEL0584-73-1150

【総合職試験「院卒者・大卒程度試験」】  
受付期間  
3月31日(金)～4月10日(月)  
【一般職試験「大卒程度試験」】  
受付期間  
4月7日(金)～19日(水)  
【一般職「高卒者、社会人(係員級)」、  
税務職員試験】  
受付期間  
6月19日(月)～28日(水)  
【お問い合わせ】  
人事院中部事務局 第二課試験係  
TEL 052-961-6838

**手話奉仕員養成基礎講座のお知らせ**

揖斐郡3町が合同で、基礎編の手話講座を開催します。

【講座の日程】  
5月17日(水)～11月8日(水)  
※全26回  
毎週水曜日19時から21時  
(1回約2時間の講習)

【講義の会場】  
大野町総合町民センター  
2階大会議室  
【内容と対象者】  
この講座は、入門講座を修了された方を対象とした手話講座です。  
手話経験のない方は、翌年以降開催予定の手話奉仕員養成講座(入門講座)を受講してください。

【定員】  
30人(大野町・池田町の受講者と合同)

【費用】  
受講料 不要  
テキスト代 3240円

【申込方法】  
往復はがきに、①講座名(手話奉仕員養成講座)、②住所、③氏名、④ふりがな、⑤電話番号、⑥年齢を明記し、次の宛先まで郵送してください。  
〒500-8384

岐阜市藪田南5-14-53  
県民ふれあい福寿会館6階  
一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会  
【応募締切】 5月2日(火) 必着

(往信の宛名面)	(返信の文面)	(返信の宛名面)	(往信の文面)
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい福寿会館6階 一般社団法人 岐阜県聴覚障害者協会 御中	※白紙のまま発送します。	〒501-0000 揖斐川町0000番地 揖斐川花子宛	①揖斐川町手話奉仕員 養成講座 ②揖斐郡揖斐川町00 00番地 ③揖斐川花子 ④いびがわはなこ ⑤0585(12)1234 ⑥年齢

【往復はがきの記載方法】  
(揖斐川花子さんが受講を希望する場合)

# Information Room

## 税務職員募集(大学卒業程度)

職種 国税専門官  
受験資格

- ①昭和62年4月2日～平成8年4月1日生まれの者
- ②平成8年4月2日以降生まれで次に掲げる者
  - ・大学を卒業した者および平成30年3月までに卒業する見込みの者
  - ・人事院が前記に掲げる者と同等の資格があると認める者

受付期間  
3月31日(金)～4月12日(水)

- 試験日
  - ・第1次試験 6月11日(日)
  - ・第2次試験 7月12日(水)～19日(水)のうち指定する日

※申込みはインターネットで。

### 【お問い合わせ】

名古屋国税局人事第二課 試験係  
TEL 052-1951-3511  
(内線3450)

## シルバー人材センターからのお知らせ

### 9月からの剪定作業予約受付

9月からの剪定作業の予約受付を、4月1日から開始します。予定数1000件になり次第締め切りますので、お早めにお電話でお申込みください。

なお、作業をする会員・作業時期等はセンターにお任せいただきます。

また、天候・諸事情により年を越す場合もあります。ご了承ください。

9月までの剪定については、随時受け付けています。

### 会員募集

引き続き会員を募集しています。60歳以上で就業の機会をお探しの方には、お気軽に『事業および入会説明会』にお越しください。

### 今月の事業および入会説明会

■日時 4月17日(月) 10時開始  
(約一時間半)

■場所 福祉総合支援センター12階

### 【お問い合わせ】

シルバー人材センター  
TEL 23-10907

## 普通救命講習会のお知らせ

救急車が到着するまでのわずかな時間に居合わせた人が適切に応急手当ができるように講習会を行います。

成人に対する心肺蘇生法、AEDの使用方法、異物除去要領、止血法を習得する普通救命講習(3時間)を実施します。

応急手当WEB講習を事前に受講すると、講習時間が短縮されます。詳しくは揖斐郡消防組合のホームページをご覧ください。

■開催日 奇数月の第3日曜日

平成29年5月21日、7月16日、9月17日、11月19日、平成30年1月21日、3月18日

■時間 9時～12時(3時間)

### ■場所

揖斐郡消防組合 防災センター3階  
■参加費 無料

■対象 揖斐川町・大野町内在住、在勤、在学の方(中学生以上)

■定員 20人(各回ごと)

### ■申込み

事前に消防組合に来庁または電話

### ■注意事項

- ・当日の都合上、中止になる場合がありますのでご了承ください。
- ・動きやすい服装でお越しください。
- ・遅刻および途中退席は、修了証が発行されません。
- ・10人以上の団体の場合は、開催日以外でも講習会を実施可能です。

※講習後に修了証を発行します。(有効期限3年)

### 【お問い合わせ】

揖斐郡消防組合消防本部  
消防署救急係 TEL 32-12525

## あたたかい善意

### ◆揖斐川町役場へ

(有)揖斐川清掃代表取締役社長 宮本実浩様から2月7日(火)、社会教育振興のために寄付金100万円をいただきました。ありがとうございます。



## 警察官募集

今回の試験からの変更点

- ・身体検査基準から身長・体重・胸囲が撤廃。
- ・受験資格年齢を35歳未満に引き上げ。
- ・資格加点制度に日商簿記2級以上、各種情報処理技術者試験合格者(ITパスポート除く)を追加。

### ■受付期間

3月15日(水)～4月12日(水)

### ■試験日

- ・第1次試験 5月14日(日)
- ・第2次試験 5月下旬～6月下旬

■申込み 申込書を警察本部まで持参または郵送

※申込書は試験案内に記載のほか、ホームページからダウンロード可能。

### 試験区分など

試験区分	採用予定人数	年齢	採用予定日
A I (男性)	25人程度	昭和57年4月2日降誕以降の者。	平成29年10月1日
A I (女性)	5人程度	昭和57年4月2日降誕以降の者。	平成29年10月1日
A II (男性)	70人程度	昭和57年4月2日降誕以降の者。	平成30年4月1日
A II (女性)	10人程度	昭和57年4月2日降誕以降の者。	平成30年4月1日

今月の  
ご長寿さん



この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いと褒賞金が贈られました。(平成29年2月分)



駒月 富士郎さん(黒田)  
2月11日(土) 100歳



瀬口 進さん(白樺)  
2月9日(木) 95歳



高橋 東市さん(上南方)  
2月5日(日) 100歳



扇間 重男さん(上南方)  
2月25日(土) 95歳



安藤 てつゑさん(小津)  
2月23日(木) 95歳



中村 澄子さん(上ミ野)  
2月23日(木) 95歳



栗野 せきさん(上東野)  
2月23日(木) 95歳

# 第29回 谷汲さくらまつり

4月1日(土)~9日(日)

【さくら竹灯籠】(開花状況により実施)

18時30分~21時ごろ 点灯

【ふれ愛市】物産販売 9時~16時

4月2日(日)

【谷汲踊の上演】

11時、13時、14時30分~

【その他催し】

餅まき、よさこいソーラン、  
日間賀島・那智勝浦町の海産物販売

【お問い合わせ】 谷汲観光協会 Tel 55 - 2111 揖斐川町観光プラザ Tel 55 - 2020